# 淀川水系河川整備計画基礎原案に対する委員からの意見

(2003/10/28 17:00 現在)

10/15運営会議作業部会以降に提出された意見には委員名の前に\*印を付しています。

頁	意見	委員名 (敬称略)
はじめ	bに	(9213174)
p.1	また、「実施」とされたものについては、実施中・実施後の自然環境、社会	谷田
	環境に及ぼす影響についてモニタリングを行う。	
	< コメント >	
	『また、「実施」とされたものについては』 問題が起きたときには、適切な	
	対策をすみやかに実施する。	
1.3	<b>記域の概要</b>	
p.2	3段目(下線部修正)	谷田
	琵琶湖は湖面積 674 k ㎡、容量 275 億 m³という日本最大の淡水湖で、野洲	
	川、草津川や姉川など直接流入している河川だけでも約 120 本を数える。流	
	域面積は 3848 k ㎡(琵琶湖含む)で淀川流域の 47%を占める。湖の周辺は西	
	方に丘陵、台地が、東方に低地が広がり、周辺には内湖が繋がって、魚釣り	
	や水遊びなど地域の人々に利用されている。琵琶湖は、世界でも有数の古い	
	湖でもあり、ビワマス、セタシジミなどの固有種をはじめ、100 種以上の魚	
	類等が生息している。 <del>湖辺空間</del> <u>湖</u> は学術研究の場、豊かな水産業の場である	
	とともに、滋賀県民はもとより内外から多くの人々が訪れる観光地であり、	
	湖面を利用した多様なレクリエーションを楽しめる地域である。	
P.3	下から 7 行	有馬
	『支川では、オオサンショウウオの生息も』を下記のように訂正する。	
	「支川では、オオサンショウウオ <u>(昭和 27 年 特別天然記念物指定)</u> の生	
	息も」	
	理由:オオサンショウウオがとり上げられていることの説明が必要である。	
P.3	3段目	谷田
	木津川は、鈴鹿山脈、布引山地に源を発した小河川を集め、上野盆地を貫	
	流し、岩倉峡に代表される山間渓谷を蛇行しながら流下し、大河原において	
	名張川と合流し山城盆地で三川合流点に達している。流域には高山ダムをは	
	じめとするダム群が建設されており、洪水の軽減や各種用水の補給を行って	
	いる。	
	木津川の上流域や宇陀川流域の支川では、オオサンショウウオの生息も確	
	認されている。また渓谷(岩倉峡)や滝(赤目四十八滝)など景観に優れた	

頁	意見	委員名
	   景勝地が点在している。上野盆地から岩倉峡下流の笠置大橋にかけての中流	(敬称略)
	部では、散策やキャンプ等の場として利用されており、特に笠置ではカヌー	
	一やボート遊びが行われている。	
	<コメント>	
	・	
	補給を行っている。 避水地と引き堤についても言及すべきでは	
	所々で 砂洲は連続して存在している。	
P.4	1 行目	有馬
	│ ゜・・・・。また、本流と繋がっていない " たまり " が点在し、・・』を下	,5445
	記のように訂正する。	
	「・・・・。また、それら氾濫原には本流と繋がっていない " たまり "	
	が点在し、・・」	
	   理由 : 前ページに述べられた「 ヤナギ林やツルヨシ群落が散在する自然裸地 」	
	   は単なる裸地ではなく、氾濫原つまり川がつくった自然裸地に他ならないこ	
	   とを強調すべきで、" たまり " もそのような氾濫原に点在しているのである。	
P.4	1 段目	谷田
	   した砂州が見られる。河原は砂を中心とした広い自然裸地が形成され、ヤナ	
	ギ林やツルヨシ群落が散在する。また、本流と繋がっていない " <del>たまり</del> タマ	
	<u>リ</u> "が点在し、魚類等の重要な <i>生息環境として機能</i> している。	
	<コメント>	
	生息環境として機能 ダム湖の水質に問題があることを明記	
P.4	8行	有馬
	『オオサンショウウオ、中流域ではアユモドキが生息』を下記のように訂	
	正する。	
	「オオサンショウウオ、中流域ではアユモドキ <u>( 昭和 52 年天然記念物指定 )</u>	
	が生息」	
	理由:これらの固有名詞が取り上げられていることの説明が必要である。	
P.4	21 行	有馬
	『環境を示し、イタセンパラをはじめ』を下記のように訂正する。	
	「環境を示し、イタセンパラ <u>(昭和 49 年 天然記念物指定)</u> をはじめ」	
	理由は2.と同じである。	
p.6	1段目 3段落(下線部文言挿入)	谷田
	これらの変化も受けて固有種を含む在来種の減少、湿地性植物から陸地性	
	植物、淡水生物への移行等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。	
2 . 玛	見状の課題	

=	<b>立</b> 日	委員名
頁	意見	(敬称略)
2 . '	河川環境	
P.6	2.1 河川環境 上から 10 行	有馬
	『湿地性植物から陸地性植物への移行等、』を下記のように訂正する。	
	「湿地性植物から陸地性植物への移行、 <u>樹林の拡大</u> 等、」	
	理由:20年ほど前の河川環境に比べて高水敷や低水護岸脚部への樹林の拡大	
	が著しくなったことによる。	
2 . '	. 1 河川形状	
P.6	2.1.1 河川形状 に関して	有馬
	1 行目の『単純な形状の低水路』を具体的に記述することが必要である。	
2 .	1.2 水位	
P.6	2.1.2 水位 上から3行目	有馬
	『河川の生態系に影響を与えているところがある。』を下記のように訂正す	
	る。	
	「河川の生態系に <u>多大な悪</u> 影響を与えている <del>ところがある</del> 。」	
	理由:実際に淀川水系全域を歩いてみると、単に「影響を与えている」の表	
	現では満足できない事実がある。	
P.6	3段目	谷田
	琵琶湖では、淀川水系の治水・利水面からの水位操作により、生物の生息・	
	生育環境を形成してきた季節的な水位変動パターンが変化した。例えば、5	
	月中旬頃から約1ヶ月の間に琵琶湖水位を約50cmも急激に低下させてしまう	
	とともに、夏以降の水利用により必然的に水位が低下している。これらが魚	
	類等の産卵・生息に影響を与えている <i>恐れがあるほか</i> 、琵琶湖の水位が高い	
	冬期間には波浪による浜欠けを助長し、ヨシ刈りに影響を与えているところ	
	がある。	
	<コメント>	
	恐れがあるほか、現実である。	
2 .	. 3 水量	
p.7	1段目	谷田
	琵琶湖に流入する河川においては、平常時の流水が欠如し <i>瀬切れ</i> の問題が	
	おこっている。	
	<コメント>	
	瀬切れ 瀬切れの原因は水量ではなく、河川構造である。	
2 .	. 4 水質	
p.7	20 行目(下線部修正)	畚野
	しかし、これはあくまでも高度経済成長期からの急激な悪化からの改善で	
	あり、それ以前の淀川水系各河川の水質は、現在に比べて格段にきれいであ	

_	<b>ж</b> П	委員名
頁	意見	(敬称略)
	った。また現状では上水道用水の浄水場では、安全でおいしい水を供給する	
	ため、活性炭処理やオゾン処理等の高度処理 <del>が実施されていることを鑑みれ</del>	
	ば、 <u>を実施せざるを得ない現状から脱却するためにも、</u> 生活環境に関わる環	
	境基準を達成していることで満足するのではなく、さらなる水質の改善に向	
	けた流域全体の意識改革が必要である。	
	<改訂の理由>	
	1.取消線部の「鑑みれば」は、誤用と考えられます。「鑑みる」とは平たく	
	言えば「手本とする」という意味でしょう。水の高度処理は「手本」で	
	はなく、水質悪化に起因する「必要悪」です。庶民と河川管理者の感覚	
	の違いでしょうか? 上記(案)のようにしてはいかがでしょうか?	
	2.現在の「環境基準」は、もともと公害対策の必要性に発したものであり、	
	河川水質の改善の指標としてBOD,CODのグラフが好んで用いられ	
	ている現況は認識不足を免れないのではないか?今後は、N,Pさらに	
	は低分子の有害物質まで見捉えた、水質改善が望まれる趨勢にあると考	
	えています。	
p.7	5 段落	谷田
	また、近年、琵琶湖では下水道整備等の効果により BOD が減少傾向にある	
	のに対し、COD は漸増傾向を示すという BOD と COD の乖離現象を起こしてい	
	る。琵琶湖北湖底層 <u>水</u> においては溶存酸素の減少傾向を示すデータが得られ	
	ている。	
	<コメント>	
	BOD と COD の乖離減少 説明が必要	
2 . 1	.5 土砂	
p.8	ダム等の河川横断工作物による土砂移動の連続性の遮断や土砂採取によ	谷田
	り、下流河川の一部区間で河床材料の粗粒化や流路の固定化を招いている。	
	また、琵琶湖の底質の変化を招いたりして、生物の生息・生育環境に影響を	
	与えているところがあるとの指摘がある。	
	<コメント>	
	ダムと土砂採取は問題もメカニズムも違う	
2 . 1	. 6 生態系	
P.8	2.1.6 生態系 及び P.14 2.4.4 漁業	有馬
	『琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵の減少、	
	低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置により水陸移行帯を分断	
	しているところがある等河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減	
	少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等	
	様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来	

頁	意見	委員名
	  種の減少を招いている。』	(敬称略)
	下記のように訂正する。理由は、文意を少しでも分かり易くするためであ	
	る。	
	・。   「琵琶湖における内湖・淀川の干潟やワンド等の湿地帯・各河川の瀬や淵	
	などの減少に加えて、低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置が	
	水陸移行帯の分断を招くなどといった河川形状の変化・水質や底質の悪化・	
	水位変動の減少がたとえば水田を産卵の場としていた魚類の移動経路を遮断	
	したり、外来種を増加させたりしている。そのような様々な要因が生物の生	
	息・生育環境を改変し、結果として固有種をはじめとする在来種の減少を来	
	たしている。」	
p.8	琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵の減少、低	谷田
	水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置により水陸移行帯を分断し	
	ているところがある等河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減少	
	や <i>外来種の増加</i> 並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等	
	様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来	
	種の減少を招いている。	
	<コメント>	
	外来種の増加 因果関係が不明瞭	
p.8	琵琶湖では、5月~7月頃にかけての水位低下が、ニゴロブナ等の産卵に支	谷田
	障を与えている恐れがある。また、近年、アユの <i>冷水病</i> が発生している。	
	淀川、猪名川等の都市域を流れる河川においては冠水頻度の減少により高	
	水敷の干陸化 <u>、さらには樹林地化</u> が進み、ヨシ等の湿地性植物が衰退すると	
	ともに、ツル性植物や樹木の繁茂が見られ、河川特有の植生が減少している。	
	また、瀬と淵、湿地帯、ワンドやたまりの減少、砂州における樹林の繁茂等	
	で、生物の生息・生育環境が悪化している。(下線部挿入)	
	<コメント>	
	冷水病は temporal か	
2 . 1	. 7 景観	
2 . 1	1.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工	
2 . 2	2 治水・防災	
2 . 2	2.1 洪水	
2 . 2	2 . 2 高潮	
2 . 2	2.3 地震・津波	
2 . 3	3 利水	
2 . 4	1 利用	
2 . 4	4.1 水面	

頁	意見	委員名 (敬称略)
P.12	2.4.1 水面 上から4~5行	有馬
	『淀川本川では、従来より砂利船や漁船が航行しているが、近年では、マ	
	リンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、』を下記のように訂	
	正する。	
	「淀川本川では、従来より砂利船や漁船が航行しているが、近年では、 <u>湛</u>	
	<u>水域の拡大と相俟って、</u> マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が	
	進み、」	
	理由:水面利用の多様化は、今や枚方大橋に及ばんとする湛水域の拡大が大	
	きく影響していることを理解すべきである。	
P.12	2.4.1 水面 上から8行	有馬
	『淀川水上オートバイ関係問題連絡会』のメンバー構成及び水面利用の適	
	正化検討の内容を公表すべきである。	
2 . 4	4 . 2 河川敷	
(1)	利用	
P.13	2.4.2 河川敷 (1)利用 上から3~4行	有馬
	『この結果、淀川本川、宇治川、桂川及び木津川下流では、2,984 千 m²	
	(高水敷の 15%)において公園やグラウンド等として整備され、このう	
	ち国営淀川河川公園では、年間約 520 万人もの』について	
	各河川ごとの、公園やグラウンド等の面積を示すこと	
	淀川河川公園 3 地区の面積を示すこと	
	520 万人の確認方法および 3 地区ごとの人数を示すこと	
2 . 4	4 . 3 舟運	
2 . 4	1 . 4 . 漁業	
P.14	2.4.4 漁業 及び P.8 2.1.6 生態系	有馬
	『琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵の減少、	
	低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置により水陸移行帯を分断	
	しているところがある等河川形状の変化、水質や底質の悪化、水位変動の減	
	少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等	
	様々な要因が、生物の生息・生育環境を改変し、固有種をはじめとする在来	
	種の減少を招いている。』	
	下記のように訂正する。理由は、文意を少しでも分かり易くするためであ	
	<b>వ</b> 。	
	「琵琶湖における内湖・淀川の干潟やワンド等の湿地帯・各河川の瀬や淵な	
	どの減少に加えて、低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置が水	
	   陸移行帯の分断を招くなどといった河川形状の変化・水質や底質の悪化・水	
I	   位変動の減少がたとえば水田を産卵の場としていた魚類の移動経路を遮断し	

頁	意見	委員名
	たり、外来種を増加させたりしている。そのような様々な要因が生物の生息・	(敬称略)
	生育環境を改変し、結果として固有種をはじめとする在来種の減少を来たし	
	ている。」	
2 . 5	\$ T	
p.15	近年水と緑の貴重な空間として河川空間が注目され、年々利用者が増加し	谷田
p. 10	ている中で、河川利用者の安全性の向上を図るとともにバリアフリー化を含	пш
	めた施設の改善や通路の確保が必要である。また、歩行者等の移動が円滑に	
	行えない地区があり、その改善が望まれている。	
	<コメント>	
	すべての地区ではないはずだが、表現に工夫を	
p.15	その他、昨今の社会情勢を受けてテロの発生に対する危機管理の体制強化	谷田
	が必要となっている。	
	<コメント>	
	必要か?水源ダムなら理解できるが	
2 . 6	5 ダ ム	
2 . 6	5.1 既設ダム	
2 . 7	7.関連施策	
2 . 7	7 . 1 淀川河川公園	
p.16	<コメント>	谷田
	2.7.1.淀川河川公園 2.4.2 とほとんど重複した内容	
3.泸	可川整備の基本的な考え方	
p.18	<コメント>	谷田
	水系の固有生物種(琵琶湖だけでない)、生態系	
	ナワセコカワニナ、アユモドキ、イタセンパラ	
	河川としての保護すべき重点地域の設定も考える必要がある。	
	びわ湖について保全のためのコアエリアが必要	
	魚道やワンド整備については、流域全体を見て効果の大きいところから	
	実施すべき	
4.	列川整備の方針	
4 . 1	計画策定、実施のあり方	
4 . 1	. 1 対象範囲	
p.19	4 行目(下線部修正)	畚野
	本計画は、河川管理者である近畿地方整備局長が、河川法第 16 条の 2 に基	
	づき、淀川水系の指定区間外区間(大臣管理区間)を対象に定めるものであ	
	る。ただし、計画策定上必要となる指定区間・流域についても <u>言及する対処</u>	
	<u>案を提示する</u> 。また、沿岸海域への影響も視野に入れる。	

		禾吕夕
頁	意見	委員名 (敬称略)
	<理由>	
	原文の「言及する」というのは何をしようとするのか分かりにくい。より	
	積極的に「対処」と表現し、実効性のある文にしてはどうか?	
4 . 1	l . 2 対象期間	
4 . 1	I.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁 &	との連携
P.19	特に指定区間の河川整備計画策定については各自治体が行うが、その際、	畚野
	本計画と整合が取れているよう、連携、調整する。	
	<コメント>	
	〔以下の点追加の必要性を検討願います〕	
	連携、調整は必須の事項であるが、連携の仕組みや調整の進行の開示など	
	が不透明の感じを拭えない。表現は私の手に余りますので、必要ならば、ど	
	なたか考えて頂けないでしょうか?開示の相手は、とりあえず委員会、開示	
	の時期は委員会の開催に合わせてと思いますが・・・	
4 . 2	· 2 河川環境	
p.19	ОК	谷田
4 . 2	2 . 1 河川形状	
p.20	ОК	谷田
4.2.2 水位		
4 . 2	2.3 水量	
P.20	4.2.3 水量 1行	有馬
	『できるだけ自然流況に近い流量が流れるように、』について	
	「自然流況」とはどんな流量であるのかはっきりさせてほしいものである。	
	高水敷の肩ぎりぎりの所で水量が止まってしまうのが最近の常態であるた	
	め、「自然流況」とは高水敷の高さではないかと疑いを持たざるを得ない状態	
	になっている。	
4 . 2	2 . 4 水質	
4 . 2	2.5 土砂	
4 . 2	2 . 6 生態系	
P.21	上から7~9行	有馬
	『淀川水系における良好な生物の生息・生育環境を保全・再生するために、	
	外来種の調査を継続するとともに、その駆除方法について、関係機関や住民	
	及び住民団体と連携しながら外来種対策を推進し、啓発活動も実施する。』に	
	ついて	
	外来種対策についての記述であるが、これまで行われてきた河川整備の、	
	例えば、淀川大堰上流部における湛水化がワンド群への外来植物の侵入・繁	
	殖を許してきたこと、法面の処理に伴う外来植物の導入、河川公園での栽培	

頁	意見	委員名 (敬称略)
	植物の導入などが外来植物の増加を招いていることを無視してはいけない。	
	外来種の何を、継続して調査するのか分からないが、外来種の駆除は川に任	
	せることが肝要である。つまり、外来種対策は川の環境をあるべき姿に戻す	
	以外に方法はないと認識すべきであろう。京都・深泥池でブルーギルやブラ	
	ックバスを捕らえて個体数を調べるのとは同じように考えることはできな	
	い。池と川の大きな違いでもある。	
p.21	保全のためのコアエリア淀川にもびわ湖にも必要では、1ヶ所で	谷田
	はだめ	
4	2.7 景観	
4	2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工	
P.22	4.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工 上から5行目	有馬
	『・・護岸を施工する場合は、生物の生息・生育環境に配慮した工法を採	
	用する』について	
	仮にそのような工法があったとして、その可否判断を何処でするのか分か	
	らない。お示しを!また、これまでの観察によれば、護岸施工は自然石を用	
	いるとか、魚巣ブロックや植栽ブロックなどを用いた所謂「多自然型工法」	
	が多用され、恐らくそれが「生物の生息・生育環境に配慮」した工法の一つ	
	なのであろうが、不自然な位況・流況のもとでは折角の工夫も効果を発揮す	
	   るに至っていないのが実情である。発揮するどころか、却って外来種の蔓延	

生物の生息・生育環境に配慮するとは「川に任せて、川がつくった環境」を取り戻すことではなかろうか。

<コメント>

淀川河川公園基本計画について

を招いているに過ぎないのである。

2.4.2 河川敷(1)利用で『一方、これら公園、グラウンド等人工的に整備された施設は、河川の生態系を縦断的に分断し、また、本来の川の姿である瀬や淵、水陸移行帯及び変化に富んだ河原等の空間そのものを失わせることとなっているものもあり河川の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。』と述べられ、また、2.7.1 淀川河川公園でも『河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。』の記述が見られる。さらには、4.8.1 淀川河川公園でも『淀川河川公園基本計画の見直しを行う。』と基本計画の見直しを標榜していることに対しては大いに賛成する。

思い返せば、基本計画に沿って河川公園の整備が進み始めた頃、大淀野草地区・十三野草地区・伊加賀野草地区などで高水敷に池を掘って最近盛んに施工されているいわゆる「学校ビオトープ」のはしりとも思われる池づくりが盛んに行われていた。しかし、ほとんどの池は1年を経ずして干上し草む

頁	意見	委員名
具		(敬称略)
	らに変わってしまったのである。鳥飼野草地区では小さいながらプールと小	
	山の千鳥がけ構造のビオトープが造られ、トンボ類やプランクトンなどの生	
	育する面白い人工ビオトープに変化していたが、それは何かの理由で間もな	
	く壊されて芝生に変えられてしまった。自然地区と施設地区との緩衝地帯と	
	しての野草地区の役割がはっきり意識されていたはずであったのに、いつの	
	間にか意識は失われ栽培植物の花園となり、クズが蔓延するに至るといった、	
	野草地区の整備を諦めたとしか思えない状況が認められたのである。	
	国営淀川河川公園という以上、施設・野草両地区が整合を保って整備され	
	ねばならないのであるが、実は施設地区の整備ばかりが進められてきたよう	
	に思われてならない。自然地区・野草地区・施設地区の3地区は、釣り合い	
	のとれた整備がなされなければならないのである。基本計画見直しに先立っ	
	て、これまでの公園運営についての総括をせねばならないのではなかろうか。	
	また、見直しは必ず現場の状況に従って行われねばならず、決して机上での	
	見直しに終わることの無いようにせねばならない。	
	野草地区整備の失敗を認め、新規巻き直しの覚悟で基本計画の見直しに当	
	たるべきである。なお、ついでのことであるが、河川公園の使用料徴収につ	
	いて、会計報告をいただきたいと考えている。	
4 . 3	治水・防災	
4 . 3	. 1 洪水	
(1)	破堤による被害の回避・軽減	
p.24	堤防補強	谷田
	高規格堤防整備には長い調整期間を必要とする。高規格堤防の整備区間及	
	びその他の区間において緊急な対策が必要な区間においては、堤防補強を実	
	施する。併せて、対策効果のモニタリングを実施する。	
	<コメント>	
	堤防補強を実施する。 ハイブリッド堤防	
(2)	浸水被害の軽減	
p.24	1)狭窄部上流の浸水被害の解消	畚野
	<コメント>	
	〔特論〕全降雨パターン採用論	
	対象洪水(降雨)を既往最大にこだわりすぎると説得力を失うのではない	
	か?猪名川の特性として、4つの降雨パターンがあるわけで、それらを並べ	
	て提示したほうが分かりやすいと思う。それぞれについて1倍、1.5倍で	
	シミュレーションして被害と費用効果を勘案し、治水安全度の落としどころ	
	を模索するのが妥当ではなかろうか?なお降雨倍数2倍というのは確率年に	
	換算すると非常に(急激に)大きな値になり、推定の誤差も大きくなって、	

頁意見委員名 (敬称略)採用は不適当と思う。4 . 3 . 2 高潮4 . 3 . 3 地震・津波4 . 3 . 2 高潮

- 4.3.3 地震・津波
- 4.4 利水
- 4.5 利用
- 4.5.1 水面
- 4.5.2 河川敷
- P.26 4.5.2 河川敷(1)利用 上から 7~11 行

『しかしながら、・・・(中略)・・・判断することとする。』について <コメント>

P.6 2.1 河川環境 の項で『これまでの河川整備は、・・・(中略)・・・地域社会に貢献した。しかし、・・・(中略)・・・河川環境は大きく変化してきた。』と述べ、P.13 2.4.2 河川敷(1)利用 の項では(14行以下)『一方、これら公園、グラウンド等・・・(中略)・・・利用形態への見直しが求められている。』とあり、P.8 2.1.7 景観 の項で『高水敷利用施設等の人工構造物が、周辺の景観と調和していない。』と述べるなど、現状の課題を的確にとらえていることに同感するものである。ならば、ここにあげた『しかしながら、・・・・・判断することとする。』の一文は上記の態度と全く矛盾するものである。ここまで正当に認識できたのであれば、この一文はむしろ削除して然るべきものであると考える。

4.5.3 舟運

# 4.5.4 漁業

## p.27 | 15~17 行目 修正・追加)

淀川水系における生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策 を実施することにより、河川環境を保全・再生し、結果としての実施、特に 琵琶湖では湖棚部に2~3mも堆積するヘドロの駆除(洗い流し)と臭気の根 源であるジオスミンを生成する放線菌の駆除が必須対策で、次いで在来魚を 外来魚の食害から防禦するべく外来魚駆除に傾注することを急がねばならな い。他の河川でも生物生息条件に適した水質環境と流量の確保によって水産 資源の保護・回復につなげるねばならない。

<上記修正の必要な理由>

9/26滋賀県漁業組合連合会役員(漁協組合長30数名)等との自主的協議の席で、実情を聞き、上記の情況により10年前、年50億円の水揚げがあったのに、今は11億円に低迷し、漁業不能に陥入っている漁業者が続出

有馬

倉田

_	<b>*</b> D	委員名
頁	意見 	(敬称略)
	している。現況のままだと琵琶湖漁業は5年先には壊滅すると強い要望を受	
	ける。10年前とは洗堰での湖水放水操作規則改訂により湖面水位を夏期(5	
	~7月)低下させ平準化させて以降のことである。	
	別紙 1 参照	
4 . 6	5.維持管理	
P.28	4.6 維持管理(3)河川区域の管理 1)樹木の伐採と管理 について	有馬
	ひと口に「河道内樹木」と言っても、水辺に見られる「水辺林」、低水護岸	
	上にかつて植栽した樹木を核として発達した「植栽林」、高水敷上に最近発達	
	してきた樹林 (「高水敷林」と言おうか)など様々な立地に様々な状態の樹林	
	が存在している。これらを一纏めにして『適正な対策を図る。』とは言えない	
	だろう。まずは樹林の分布なり樹種の同定などに着手すべきである。	
4 . 7	<i>"</i> ダム	
4 . 7	7.1 ダム計画の方針	
p.29	1)基礎原案4.7.1では、ダム計画の方針として「…より慎重に検討し	田村
	た上で、妥当と判断される場合に実施する」とありますが、	
	a この決定手続における住民参加の位置付け、参加主体、手続等について	
	の言及がありません。	
	基礎原案4.1.3(p.19)のところの「合意形成を目指して…」と	
	いう文言だけで十分なものとも思われません。提言との対比において、丁	
	寧な取り扱いがされることを望みます。	
	b 「妥当と判断される」という「妥当」の内容をここで明確に示すことは	
	困難ないし不可能でしょうが、例えば、「妥当」の判断が、代替案の内容	
	とその十分な検討の結果によるなど、住民参加の実質が活かされたもので	
	あることがしめされてよいのではないかと思います。	
4 . 7	7 . 2 既設ダム	
4 . 7	7.3 事業中の各ダムの方針	
P.30	4.7.3 事業中の各ダムの方針 について	有馬
	『事業中の各ダムについては調査検討を行う。』と述べられているが、場所	
	の選定アセスメント、周辺及び水没予定地の環境調査、環境保全対策などが	
	正当に行われているとは思えない事実が多々あった。事業前の準備作業等に	
	社会的合意が得られないような手抜きのないよう正しく対応すべきである。	
4 . 8	B.関連施策	
4 . 8	3 . 1 淀川河川公園	
p.30	最終行(取り消し線部分削除)	谷田
	なお、堤防補強対策の実施と連携した高水敷きにおける公園の一体的整備	
	についても検討する。	
-		

頁	意見	委員名 (敬称略)
5.	- 具体的な整備内容	, ,,,,
5.	1 河川整備計画策定・推進	
5.	1.1 河川整備計画の進捗を点検し、見直しを行うための措置	
5.	1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁と	との連携
(2)	住民との連携・協働	
5 . 2	2 河川環境	
(3)	湖と河川や陸域との連続性の確保と修復	
p.32	(3)3 行目	塚本
	(3)河川管理者以外のものが管理している施設についても、河川管理施設と	
	同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善等につ	
	いて指導・助言 <u>および調整</u> 等を行う。(追加文)	
	<理由>納得(合意)のため	
5 . 2	2 . 1 河川形状	
(1)	横断方向の河川形状の修復	
p.32	(1)横断方向の河川形状の <u>水の動的作用を用いた</u> 修復(追加文)	塚本
	<理由>自然に近づけるため	
p.33	6 行目	谷田
	定川 赤川地区	
	かつて淀川にあった <del>たまり</del> <u>タマリ</u> を再生するため、干陸化した箇所の切り	
	下げを実施する。	
_ ` ´	縦断方向の河川形状の修復 	
p.33	2)縦断方向の河川形状の修復に向けて、現状の堰、落差工等において、魚類	谷田
	等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。なお、 <i>小規模な改築で改良が</i>	
	可能な箇所は早期に実施する。	
	<コメント>	
	小規模な改築で改良が 重要な箇所からの実施	
p.33	2)縦断方向の河川形状の水の動的作用を用いた修復	塚本
	1)現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、	
	新たに魚道 <u>を含む3次元的連続性工法を試行、の</u> 設置を実施する。(追加挿 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	入文)	
_ ·	<理由>自然形状に近づける	
	2.2 水位 (2) 瀬田川浩順において、琵琶湖の甘淮「0. 水位の試行的推移を含めて治	按本
p.34	(2)瀬田川洗堰において、琵琶湖の基準「0」水位の試行的推移を含めて治	塚本
	水・利水の影響を考慮した上で試験操作を実施しながら、琵琶湖における	
	生物の生息・生育環境を保全・再生するための水位操作を検討する。(追加     挿入文)	
	J中八ス /	

		委員名
頁	意見	(敬称略)
	<理由>水位(水量)操作の基盤であり、水陸移行帯、ダム、堰、堤防など	
	水の制御に大きく関わる。	
5.2	2.3 水量	
p.35	(1)2)1 行目	塚本
	2)流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、 <u>水位基</u>	
	<u>準を含む</u> 水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向	
	けて検討する。(追加挿入)	
	<理由>水量(水位)操作の基盤であり、水陸移行帯、ダム、堰、堤防など	
	水の制御に大きく関わる。	
5 . 2	2 . 4 水質	
(1)	琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討	
p.35	(1)8 行目	塚本
	流域全体として水循環と河川環境の状態を把握できる統合的な流域水質	
	管理システムの構築を目指すものとして、水質汚濁防止連絡協議会の従来の	
	委員に加え、環境省、農林水産省、厚生労働省等の関係機関並びに水質特性	
	および水状態に詳しい学識者や住民活動等に詳しい有識者が参加した琵琶	
	湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立に向けて、準備会を設けて検討	
	する。(追加挿入分)	
	<理由>水質とともに水の「状態(密度・圧力、温度、速度、成分と各々の	
	分布は一体 )」の認識が必要。土砂運搬など混層流としても。	
(2)	琵琶湖の水質保全対策	
p.36	1)琵琶湖の水質調査を継続実施するとともに、水上オートバイ等から発生す	寺川
	るベンゼン、トルエン、キシレン及びMTBE 等の有害化学物質の調査のため、	
	関係機関と連携する。	
	<コメント>	
	1)文章を明確にした上で実施に変える。	
	(理由)琵琶湖の水質は予断を許さないところまで悪化してきており「・・・	
	関係機関と連携する。」だけのあいまいな記述では良くわからない。「連携し	
	て調査検討し実施する。」とすべきである。	
	琵琶湖の水質保全対策では、非常に甘いというか弱い。滋賀県に任せてい	
	るということかもわからないが、琵琶湖のスケールを考えると国としてもも	
	っと責任ある態度が必要。赤潮やアオコの連続発生、溶存酸素の低下、低質	
	悪化など一刻の猶予も許されないところまできている。	
p.36	3)1 行目	塚本
	3)琵琶湖北湖の底層の水質と水状態の状況を把握するための調査に、滋賀県	
	と連携して取り組む。(追加挿入分)	

		委員名
頁	意見	(敬称略)
	<理由>魚など水中生物のためにも、水の動き(x0 含み)や温度分布の把握	
	が必要。北湖のダムからの流入も。	
(4)河	川の水質保全対策	
p.37	1), 3)	塚本
	1 )河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施するほ	
	か、河川水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野に入れた総負荷量削	
	減のため関係機関や住民との連携を図るとともに、またダイオキシン類	
	等の有害化学物質対策等について必要 <del>があればに応じて</del> 検討する。(修	
	正)	
	3)底質モニタリングを実施し、必要 <del>があれば</del> に応じて <mark>ダイオキシン類等の</mark>	
	有害化学物質対策や底質改善対策等について検討する。(修正)	
	<理由>近い将来、有害化学物質については益々問題となる。	
5 . 2	2 . 5 土砂	
5.2	2 . 6 生態系	
(1)	淀川水系における良好な生物の生息・生育環境の保全・再生	
p.38	1) 2 行目	塚本
	現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、	
	新たに魚道 <del>の</del> を含む、3 次元的連続性工法を試行し、設置を実施する。(追	
	加挿入分 )	
	<理由>川の連続性	
5.2	2.7 景観	
5 . 2	2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工	
5.3 治水・防災		
5 . 3	3.1 洪水	
(1)	破堤による被害の回避・軽減	
p.40	(1)5 行目	塚本
	河川管理者と住民及び自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議	
	会 ( 仮称 )」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民などが連携して下記	
	の1)から3)の項目について検討・実施する。また、河川管理者が堤防強化	
	を実施 <u>と堤外洪水限界での一時緊急遊水地確保の精査と検討を</u> することによ	
	り、破堤による被害の回避・軽減を目指す。(追加挿入文)	
	<理由>堤防強化と一対で本「計画」の本意(治水スケールの拡大)が達せ	
	られ、ダムを含む諸問題解決の許容となる。河川工学、防災の飛躍を切望す	
	<b>వ</b> 。	
p.40	1) 浸水実績表示 2 行目	塚本
	浸水実績のある区域において、 <u>増水および</u> 洪水の <u>状況とともに</u> 危険性を知	

頁		委員名
	│ │らせるため、近年に発生した洪水のうちで、浸水実績水位及び発生原因につ	(敬称略)
	いて、看板等によりわかりやすく表示する。(追加挿入文)	
p.41	6行目(下線部修正)	畚野
	ハザードマップ	
	│ │ <del>浸水想定区域に応じて避難場所や避難経路をわかりやすく示したハザード</del>	
	   <del>マップの作成・周知について自治体を支援する。</del>	
	自治体のハザードマップ作成を支援する為、浸水想定区域図において破堤・	
	越水が想定される地区ごとに、想定される浸水の速度等、必要な詳細情報を	
	<u>提供する。</u>	
	<コメント>	
	この文自体間違いではないが「避難場所や避難経路をわかりやすく示す」	
	のは自治体の責務であり、自明のこととして、書かなくてもよいものかもし	
	れない。	
	一方、河川管理者が、具体的には何を提供するのか?現在の浸水想定区域	
	図だけでは、情報としては不十分ではなかろうか。	
	たとえば破堤・越水が想定されるそれぞれの地点について、そこから水が	
	はいってくる速度などが解からないと、イメージが湧きません。	
	たとえば次のようにかかれてはいかがでしょうか?	
p.41	1) 情報伝達体制等の基盤整備の後に	塚本
	情報伝達の迅速化や大容量化に対応するため、光ファイバー網の整備を継	
	続実施し、自治体、水防団並びにマスメディアと相互接続することにより情	
	報の共有化を可能にする。	
	また、2 次災害を視野に入れて広く関連連携住民との情報共有化を検討す	
	<u>る。</u> (追加文)	
	<理由>人びとの「しなやかな」洪水の状況の認識と、浸水への対処のため	
	に増水、洪水、越水過程からの浸水、そして被害の幅広い現が必要である。 	
p.42	3) 流域内保水機能、貯留機能強化	塚本
	都市計画との調整 3 行目	
	従来の都市計画法などの開発指導のみならず、地域の特性にあわせた規	
	模、形態の <u>流力・浸水の内水対策および</u> 貯留施設を設置する等、民間管理	
	施設の貯留機能の担保についての検討を支援する。(追加挿入文)   < 理由、教表化表法化詞出の更生。の教表計画に	
(0)	<理由>都市化市街化河川の再生への都市計画に	
	浸水被害の軽減	+ <del>2</del> +
p.43	2) 宇治川3行目   ままお後に対応するための また絶がり 再開発計画の調査検討を行	塚本
	琵琶湖後期放流に対応するための、天ケ瀬ダム再開発計画の調査検討を行	
	│う。その結果及び河川整備の進捗状況を踏まえ、「塔の島」地区の河道掘削 <del>時</del>	

		委員名
頁	意見	(敬称略)
	期を検討する。(文言削除)	
	<理由>洗堰など基本の事業と関連するため	
p.44	2) 瀬田川	塚本
	瀬田川洗堰の高水位時の放流能力を増強するためには、瀬田川洗堰のバイ	
	パス水路の活用が必要である。バイパス水路の活用について関係機関と調整	
	し、必要な施設 <del>の改良を実施について諸事業と関連して検討</del> する。(「実施」	
	「検討」修正、追加)	
	<理由>洗堰など基本の事業と関連するため	
5 . 3	3 . 2 高潮	
5 . 3	3 . 3 地震・津波	
(1)	地震等総合的防災対策	
p.45	河川管理施設被災時の早期復旧や緊急物資輸送等対策	塚本
	対策の検討および協議にあたっては、流域水系としての環境を最大限考慮	
	する。また、激甚災害対策においても同様とする。(追加文章)	
	<理由>文面内容から明白	
5 . 4	4 利水	
(2)	水利権の見直しと用途間転用	
p.46	(2)1 行目	塚本
	水需要の精査確認を踏まえ、水利用の <u>実体に合った</u> 合理化に向けた取組を	
	行う。(追加句挿入)	
p.46	2)2 行目	塚本
	農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握に努めるとともに、許可	
	水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の <u>暮</u>	
	<u>しと</u> 水環境に関する要望に配慮する。(追加句挿入)	
	<理由>実現継続のため	
(3)	既設ダム等の効率的運用による渇水対策を検討及び実施する。	
p.46	(3)2 行目	塚本
	取水実態をより的確に把握した上で、ダム <u>およびダム以外</u> による効率的な	
	補給について検討、実施する。(追加句挿入)	
5 . 5	5 利用	
5 . 5	5 . 1 水面	
p.47	1)水上オートバイの利用規制	寺川
	滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条	
	例」(平成 14 年滋賀県条例第 52 号)が制定されており、水上オートバイに	
	よる騒音及び水質等の問題について関係機関と連携して調査 <del>する</del> し、対策	
	<u>を実施する</u> 。( 下線部追加)	

頁	意見	委員名 (敬称略)
	(理由)	(SXI3·H)
	滋賀県の条例はきわめて不十分である。現在のところ瀬田川ではあまり行	
	われていないが、今後水上オートバイが活動する恐れがあり、事前に対策	
	を立てるべきである。	
p.47	2)船舶等の通航規制	寺川
	滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」( 昭和 30 年滋賀県	
	条例第 55 号)等により適正に管理されることを <u>法整備を含め</u> 支援する。	
	(下線部追加)	
	(理由)	
	県のレジャー利用適正化条例や琵琶湖等水上安全条例では、騒音、排ガス	
	問題等静かで安全・安心できる秩序ある利用には限界があり、国として支	
	援できることとして法の整備などが緊急の課題である。	
p.48	(4) 3行目	塚本
	(4)河川に係わる人材の育成の支援や、住民と連携して環境教育を推進する。	
	・子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施	
	・子ども達が安全に楽しく遊ぶための川の指導者育成 <u>(子ども自らも近い将</u>	
	<u>来の指導者)</u> の支援(追加文挿入)	
	<理由>継続の意味と新たな展開	
5 . 5	5 . 2 河川敷	
(1)	河川敷地占用許可施設	
p.48	1)ゴルフ場、公園等占用施設 2 行目	塚本
	占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮し、	
	川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、 <u>地域・流域住民有識者、</u>	
	学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会(仮称)を設置	
	し、住民等から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。(追加挿入)	
p.48	地域毎に河川保全利用委員会(仮称)を設置 設置単位 草津川の後に	塚本
	行を追加	
	水系としての都市、市街化河川の再生と保全の支援方策については、実態・	
	調査と検討をおこない自治体、関係機関と連携して実施する(新たな追加文)	
5 . 5	5.3 舟運	
5 . 5	5 . 4 漁業	Т
p.49	(1) <u>水の動的(自然)作用とともに</u> 横断方向及び縦断方向の連続性の修復(追	塚本
	加挿入文 )	
p.49	9 行目以下 追加・修正	倉田
	(3)琵琶湖の湖岸から1~3kmの湖棚部に堆積するヘドロの流散(洗い流	

頁		委員名 (敬称略)
	│ │ し)を図れる湖流を促進し、ヘドロの堆積のないよう監視し、漁業操業に	(可以不小叫台)
	支障のないよう努めると共に、湖中の臭気成分を生成する放線菌の駆除に	
	も努め、河川の流入総負荷量管理や自治体、関係機関、住民とのデータの	
	共有化及び油やその他の化学物質の流出事故対応等のため琵琶湖・淀川水	
	質管理協議会(仮称)の設立を検討する。	
	<上記の修正の必要理由>	
	   9 / 2 6 滋賀県漁業組合連合会役員(漁協組合長 3 0 数名)等との自主的協	
	│ │議の席で、実情を聞き、上記の情況により10年前年50億円の水揚げがあ	
	  ったのに、今は11億円に低迷し、漁業不能に陥入っている漁業者が続出し	
	   ている。現況のままだと琵琶湖漁業は5年先には壊滅すると強い要望を受け	
	   る。10年前とは洗堰での湖水放水操作規則改訂により湖面水位を夏期(5	
	~7月)低下させ平準化させて以降のことである。	
5 . 6	5 維持管理	
(3)	河川区域の管理	
p.51	3)安全利用のための対応	塚本
	│ │ 河川敷へのアクセス改善( <u>必要で適切な</u> バリアフリー化等)を継続実施す	
	 る。(追加句挿入)	
	   <理由>川らしさを損なわないバリアフリー化を	
5 . 7	7 ダム	
5 . 7	7.1 既設ダム	
p.52	(1)流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、治水や	塚本
	利水への影響を考慮した上で水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を	
	実施し、適切な運用に向けて検討する。 <u>また、ダムによる上下流の水状</u>	
	態の不連続性による生きものに与える影響を軽減するため、ダム湖の水	
	状態に対して、なお調査、研究と開発を進め、可能となる改善の対策か	
	<u>ら試行とともに実施する。</u> (新たな文章追加)	
p.52	(3)ダム湖でのアオコや淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質や水の	塚本
	<u>動きなど水状態</u> に起因すると考えられる生物の生息・生育環境への影響	
	を軽減すべく、選択取水や曝気等の水質保全対策を実施する。( 追加挿	
	入文)	
	(参考)	
	(水)状態:流体力学などの分野で用いられ、密度・圧力、温度、速度、	
	成分、また各々の分布は流体として一体のものとして扱う。土石流など混	
	層流なども同様。20~30年の川水系・流域再生には合理的であろう。	
5 . 7	7 . 2 各ダムの調査検討内容	
p.55	大戸川ダムについて以下の調査検討を行う。	塚本

頁	意見	委員名 (敬称略)
	   4 )貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流	(可以小小叫音)
	に与える影響をはじめ、洪水時緊急の一時的遊水地の確保、環境等の諸調	
	査を行う。(追加挿入文)	
	  <理由>堤防強化と一体に越水量を負担	
p.55	天ヶ瀬ダム再開発について以下の調査・検討を行う。	塚本
	   1)琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減 <u>と水陸移行帯(浜辺)の再生・回復</u> のため、	
	「水害に強い地域づくり協議会 ( 仮称 )」を設置し、土地利用誘導等の諸	
	施策について、検討する。	
	5)天ヶ瀬ダム再開発を含む瀬田川の流下能力増強による、琵琶湖における	
	生物の生息・生育環境を保全・再生するための琵琶湖の <u>基準「0」水位の</u>	
	<u>試行水位による変動を含む</u> 水位操作について、検討を行う。(追加挿入文)	
	<理由>ダムの放流能力も定まらない。現在の最大能力を基本とした検討は	
	さらに必要	
p.56	川上ダム計画について以下の調査・検討を行う。	塚本
	2)貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流	
	に与える影響をはじめ、 <u>洪水時緊急の一時的遊水地の確保、</u> 環境等の諸調	
	査を行う。(追加挿入文)	
	<理由>堤防強化と一体に越水量を負担	
p.56	丹生ダム計画について以下の調査・検討を行う。	塚本
	2)琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果と、水位上	
	昇にも問題があり、琵琶湖沿岸の水陸移行帯の再生と、洗堰水位操作の基	
	<u>準「0」の試行水位を含めた対策、</u> その自然環境に及ぼす影響について、	
	さらに詳細な調査検討を行う。(追加挿入文)	
	<理由>水位低下の抑制機能の目的が希薄	
	3)貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺、また洪水	
	<u>時の一時的遊水地の確保</u> やダム下流に与える影響をはじめ、環境等の諸調	
	査を行う。(追加挿入文)	
	<理由>堤防強化と一体に越水量を負担「壊滅的被害の軽減」達成	
p.57	余野川ダム計画について以下の調査・検討を行う。	塚本
	2)余野川ダムの貯水池規模の見直し並びに余野川ダム及び一庫ダムの貯水池	
	運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ、 <u>洪水緊急</u>	
	<u>時の一時的遊水地の確保など、</u> 環境等の諸調査を行う。(追加挿入文)	
5.8.関連施策		
5 . 8	5 . 8 . 1 淀川河川公園	
p.57	3) 既存施設の画一でない適切なバリアフリー化推進(追加挿入文)	塚本
	<理由>福祉の時代に流行した。一時河川改修にも、川らしさを損ねてはい	

頁	意見	委員名 (敬称略)
	けない。	
全般		
河川を	を保全(全域)というときの保全の仕方について	本多
保全	€のレベルが問題なのではなく、仕方・方法はどんなものがいいのかが大切で	
ある。		
保証	隻(プロテクション)	
人	D脅威から守っていく	
例	)ジェットスキーや人が入ることでインパクトをあたえていることをやめさせ	
る		
保存	字(プリザベーション)	
豊力	いな自然を手を加えないで、そのまま、自然のなるがままにおいておく	
例	) 源流など、そのままの自然をおいておく	
保全	全(コンサベーション)	
人 /:	が関わって、手を加えて守っていく	
例	) アシをかったりする	
回復	夏(レストレーション)	
失∤	つれた自然を元のように戻すお手伝いをする	
例と	こしてグランドのあったところを元の自然に戻す	
(別約	氏 2 参照 )	*塚本

#### (別紙1)

# 倉田委員意見

『河川整備計画基礎原案 (9/5 地方整備局)』についての修正・追加の理由

修正・追加の要望ヶ所

27 頁 15~17 行、4.5.4 漁業

特に不明のヵ所;「生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を・・・」というが、 その内容不明。付言すれば、現在の漁業(琵琶湖漁業が壊滅寸前である) の様子を少し提示必要でないか。

修正・追加の理由;

ヘドロ等(ヘドロと細かい腐水草残体)の大量堆積によって湖棚部(岸から1~3Km範囲) での漁業操業が不能に近い状況にある現況を、昭和40年代前半期の清澄な底砂礫層の様相 に戻すことが必須条件です。現在魚入(エリ)が建込まれた所も、魚入網部がヘドロで目 詰まりして「毛布」状になり漁不能となり、今年操業しているのは1統か2統あるなしと 聴いている。嘗て盛んであったシジミ曳網漁も全湖で 25 統程残るだけで、シジミ漁場も僅 かに2~3ヵ所狭い場所が残るだけで、いつシジミが「いなくなる」か判らん由、シジミの いた湖棚部が2~3mのヘドロ堆積でシジミ稚仔が湖底砂層に着底不能となり繁殖しなくな り漁場喪失に陥入っている。他のモロコ・ゲンゴロウブナ・ハス等やイサザ漁も次々と不 漁化が進み、水産資源そのものも壊滅的である。ヘドロを駆除するためには、嘗ての湖流 (降雨時に大量増水して湖流量と流速が大きくなり洗い流したものです)に戻すことが必 須の大前提です。さらに加えて、湖水の腐敗臭が恒常化して、獲れた魚介の腐臭が強く値 が下落するのも困る。 昭和 44 年に赤潮や臭水の発生があり、臭水は放線菌が生成するジオ スミンであることが明らかにされていた。昭和47年~平成4年3月に琵琶湖総合開発・時 限立法で、湖水質改善(富栄養化の促進を防除)と京阪神への給水増・円滑化の施工目標 をもってなされた工事は湖水位の平準化・安定化だけ果たされ、湖水質改善は果たされず、 ヘドロ湖にしてしまった。琵琶湖のヘドロ流散の工夫と、ジオスミン生成する放線菌の駆 除対策が緊急な必須対策とされないと漁業は壊滅する。漁業者は嘗て80億円あった水揚高 が、今は 100 億円あってもよい筈のものが 11 億円にしかならん・・・近いうちに壊滅だと 言っています。外来魚駆除も必要です。

## (別紙2)

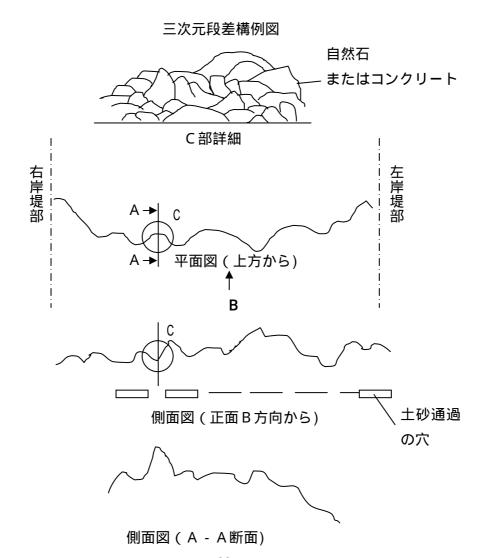
# 塚本委員意見

#### 整備計画基礎原案への意見

三次元〈不規則・不確定からの確かな秩序〉工法による連続性の回復

河川を自然に近づけるには従では段差構参考図のような例で、横では水辺、水際、ワンドでの水陸移行帯として境界巾で水の動的作用とともに三次元工法を試行して多様を生みだす。結果従では速度分布と水の状態に巾が出来て、魚の種類や他の水中生きもの(それと共生する陸の生きもの)に上下流を行き来の際の選択の自由度をもたらし魚道を含む連続性の回復をはかる(参考図)。

河川の水の状態や動的作用とともに連続性による自然回復を実施するに当たり、不規則、不確定要素の多様性を扱う工法、技法が必要となる。従って、フリーハンド図を基本原則として取り入れ、特に現場施行者との伝達に用いることが必要となる。フリーハンド図を用いることはまた、現状況をよく見、理解するとともに発見と創造が生まれることともなる。(従来、近年の固定化された、また実態と隔離しがちな理論と異なり本来人が持ち得たしなやかに対応する知恵に基づく充分な機能と能力の再発露が要求される。また新たなカオティック論理にも繋がる。)



## まず現状況の実態の共有化を基盤とする

本「河川整備計画」の推進と実現に向けた会合、協議会、検討会、対話集会等では常に現状況の実態の把握の共有化をすべての分野の参加者とともにおこない、それを基盤としながら進める。また「計画」推進と実現は第1の目的であるが、それと表裏をなすものとして、参加住民が暮しの足元の現状を認識できること、そして住民とともに各分野の役割りを自覚することもまた同じ目的である。

## 水系(直轄管理外) 特に市街化河川の回復

流域水系の再生では本川に入る水系、特に市街化により川の定をなしていない水路化した河川の回復は重要である。水質の問題とともに住民参加に対する本川の認識と関わりを実現するためにも身近かな都市化河川の回復なくして実現は遠い。

### 各協議会、検討会等ではできる限り住民参画が有効で必要

構成は〔暮しに根ざしたまち、流域水系の再生活動〕の(個人、グループ、団体、組織、 民間)住民および流域、地域の住民と関係管理(自治体、行政、機関、省庁団体)分野、 専門家・学者の必要に応じた一部または全部